

(別紙)

令和8年1月21日からの大雪に対する
非常取扱いの対象地域・取扱期間 (2026年2月4日更新)

対象地域		取扱期間
青森県	・青森市 ・弘前市 ・黒石市 ・五所川原市 ・むつ市 ・つがる市 ・平川市 ・東津軽郡今別町 ・東津軽郡蓬田村 ・東津軽郡外ヶ浜町 ・西津軽郡鰺ヶ沢町 ・北津軽郡板柳町 ・北津軽郡鶴田町 ・上北郡野辺地町	2026年1月30日(金)から 同年3月2日(月)まで
青森県	・西津軽郡深浦町	2026年2月2日(月)から 同年3月2日(月)まで
青森県	・中津軽郡西目屋村 ・南津軽郡藤崎町 ・南津軽郡大鰐町 ・南津軽郡田舎館村 ・北津軽郡中泊町 ・上北郡六ヶ所村	2026年2月3日(火)から 同年3月2日(月)まで
新潟県	・小千谷市 ・魚沼市	
新潟県	・長岡市 ・上越市	2026年2月4日(水)から 同年3月3日(火)まで
秋田県	・能代市 ・大館市 ・鹿角市 ・北秋田市 ・鹿角郡小坂町 ・北秋田郡上小阿仁村 ・山本郡藤里町	

以上